

## 国有財産（株式）売払公告

下記国有財産（株式）を一般競争入札により売払います。

### 記

1. 売払物件  
株 式

2. 銘柄等

銘柄		本店所在地	
株式会社商工組合中央金庫	普通株式	東京都中央区八重洲二丁目 10 番 17 号	
主要営業種目	資本金	決算期	配当
中小企業専門の総合金融機関	2,186 億円	3 月	3 円/株 (基準日：2024 年 3 月 31 日)

本株式は非上場株式である。

3. 売払数量

900,950,000 株

4. 競争参加に必要な資格

株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）第 6 条第 1 項に規定されている者又は株式会社商工組合中央金庫で、次のいずれにも該当しない者であること。

- （1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- （2） 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

5. 入札要領及び契約条項を示す場所

財務省関東財務局

6. 入札案内書等の交付

入札案内書等〔入札案内書及び入札書等（入札書、株主資格証明書、所属証明書、入札保証金提出書、振込依頼書、役員一覧、入札書提出用封筒及び郵送用封筒）〕は、令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 5 時までの間、関東財務局並びに株式会社商工組合中央金庫の本店及び各支店において、株式会社商工組合中央金庫が作成した株式売出目論見書（訂正事項があった場合には訂正事項分を含む。以下「目論見書」という。）とともに交付する。

## 7. 入札説明会

説明会の参加については、下記の関東財務局のホームページにて事前に申し込むものとする。

●関東財務局のホームページのURL

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/kabushiki.html>

〈対面・オンライン併用形式〉

日 時 令和7年4月7日（月）午後1時30分から

場 所 ①埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 18階 大会議室

②オンライン

## 8. 入札、開札及び落札者の決定

### (1) 入札受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月16日（水）午後5時まで（必着）

### (2) 開札

令和7年5月2日（金）から

### (3) 落札者決定

令和7年5月9日（金）まで

（開札結果は、入札者に対して文書をもって通知する。）

## 9. 入札及び開札の場所

財務省関東財務局

## 10. 入札方法等

(1) 入札は、入札書に、入札に必要な書類〔株主資格証明書（ただし、株式会社商工組合中央金庫を除く。）、中小企業組合等の構成員にあつては株主資格を有していることを証明する書類（所属団体の組合員名簿（写）又は所属団体が所属を証明する所属証明書）、入札保証金提出書、入札保証金振込証明書、個人事業者にあつては住民票の写し、法人にあつては当該法人の名称、目的、役員及び支配人の欄（区）の現在事項が記載されている登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び役員一覧〕を添えて、交付を受けた郵送用封筒を用いて、関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（株式入札担当）宛に郵送（簡易書留）により、令和7年4月16日（水）午後5時まで（必着）に申し込むものとする。

また、上記8.（1）の期間内の、午前9時から12時、午後1時から5時までの間、関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（株式入札担当）へ持参することもできる。

(2) 入札は、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号、以下「予決令臨特」という。）第4条の10の規定による競争入札であり、同条に定める「買受を希望する数量及びその単価」をもって行う。

(3) 入札数量は、10,000株を単位とする。単価ごとの入札数量は、10,000株の整数倍とする。

(4) 入札単価は1円を単位とする。

## 11. 入札の無効

上記 4. の競争参加に必要な資格のない者の入札並びに本公告、入札要領及び入札案内に記載された条件に違反した場合は無効とする。

## 12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、入札単価に数量を乗じた金額（総額）の 100 分の 10 に相当する金額とし、関東財務局の指定する口座に振込により納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額とする。落札となった場合は、既に納付した入札保証金を契約締結時に契約保証金に充当することとし、新たに契約保証金の納付は要しない。  
ただし、一部落札により契約金額の 100 分の 10 を超える部分が生じた場合には、当該金額については、入札者が指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により返還する。
- (3) 不落札又は無効となった場合、入札保証金は、上記（2）ただし書きと同じ方法により返還する。
- (4) 契約保証金は、その全額を売買代金の一部として充当する。
- (5) 入札保証金及び契約保証金には利息を付さない。

## 13. 落札者の決定方法

落札者は、予決令臨特第 4 条の 10 の規定に基づき国の予定価格（最低売却価格）を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもって決定する。

また、落札となるべき同一単価の入札者が 2 口以上あったときは、その入札数量が多い者から落札し、入札数量が同一である場合には、当該入札者の引くくじで決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定する。

この結果、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して売払数量を超えるときは、その超える数量については落札がなかったものとする。

## 14. 予定価格（最低売却価格）について

国の予定価格（最低売却価格）は公表しない。

## 15. 契約書作成の要否及び契約の締結

契約担当官関東財務局長は契約書を作成し、落札者との間で契約を締結する。落札者は令和 7 年 5 月 19 日（月）まで（必着）に契約書に記名押印のうえ返送を行うこととする。

## 16. 代金納付方法

売買代金は、国が発行する納入告知書に指定する金融機関へ、令和 7 年 6 月 5 日（木）までに納付することとする。ただし、納付する金額は、売買代金と上記 12.（4）の充当額との差額となる。

17. 契約の不履行等

落札者が上記 15. の返送期限（必着）までに国有財産売買契約書に記名押印及び誓約書に記名のうえ返送を行わないとき、並びに期限内に返送があった場合であっても、契約担当官等が契約関係書類（保管金払渡請求書及び株式名義書換請求書兼株券不所持申出書を含む）を虚偽又は不完全であると認めた場合は、その落札は無効とし、上記 12.（1）の入札保証金は返還せず国庫に帰属する。

また、契約締結後、上記 16. の代金納入期限までに売買代金の納付がなされなかったときは、売買契約を解除し、上記 12.（2）の契約保証金は返還せず国庫に帰属する。

18. 株式の名義書換

（1）株式の名義書換に関する手続きは、売買代金納付の確認後、株式会社商工組合中央金庫の株主名簿管理人が行うものとする。

（2）国から買受人（落札者）への名義書換は、令和 7 年 6 月 12 日（木）までに行うものとする。

19. その他

入札者は、本公告のほか、入札要領、国有財産売買契約書（案）を含む入札案内書及び目論見書を十分理解のうえ入札するものとする。

20. 問い合わせ先

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館  
財務省関東財務局管財第 2 部統括国有財産管理官（株式入札担当）  
電話 048-600-1220

令和 7 年 3 月 26 日

財務省 関東財務局